

道路構造の手引き改訂対照表

第10編 トンネル	
3.10 トンネルの本体設計と 施設設計の連携	掲載頁 10-34

新	旧
<p>3.10 トンネルの本体設計と施設設計の連携</p> <p>多くのトンネルにおいて本体設計と施設設計で情報共有が図られず、修正設計が必要となり、余分な時間や経費が必要となりかねないことがある。</p> <p>以下、設計時において特に注意する項目について列挙するので参考とされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置計画に基づき適切に配置がされているか ・施設の大きさにあった適切な箱抜き（施設・配管計画）が設計されているか ・各施設の配管・配線が干渉していないか ・トンネル坑口部については、各種設備が集まるため空間的にみて問題はないか ・トンネルのスパン割（打ち継ぎ部）の箇所に設置はおこなっていないか ・建築限界をおかしていないか <p>【参考】 道路設計要領（設計編）P7-1 平成26年3月，中部地方整備局</p>	<p>3.9 補助工法と 3.10 その他の構造物の設計の間に新規追加</p>

道路構造の手引き改訂対照表

第10編 トンネル	
4.1 施工計画の注意点	掲載頁 10-48

新	旧
<p>4.1 施工計画の注意点 (4) その他 接着系ボルトの使用にあたっての留意事項については、「接着系ボルトの使用にあたっての留意事項について」(平成25年5月29日付 国技電第20号 国総公第27号 国道利第2号 国道保第8号 国道高第64号 国土交通省大臣官房技術調査課長 総合政策局公共事業企画調査課長 道路局路政課長 国道・防災課長 高速道路課長 通達)を基に以下のとおり取りまとめたので、これによるものとする。</p> <p>ー以下通知文ー (今後の接着系ボルトの使用) 長期耐久性について一定の知見の蓄積がなされるまでの措置として、トンネル天井版、ジェットファン、道路標識等を固定する吊り構造等の常時引張り力を受ける箇所へは原則として接着系ボルトを使用しない。なお、常時引張り力を受ける接着系ボルトで固定された既設の吊り重量構造物については、第三者被害を防止するための措置として、バックアップ構造・部材の設置などを進める。</p> <p>【参考】道路設計要領(設計編) P7-63 平成26年3月, 中部地方整備局</p>	<p>4.1 施工計画の注意点(3)汚濁水対策の下に新規追加</p>